

広島市規則第26号

令和7年3月28日

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
施行規則の一部を改正する規則
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
(昭和43年広島市規則第4号)の一部を次のように改正する。
第7条の2第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第19条の4中「1万2,000円」を「8,000円」に改める。
第19条の6を次のように改める。

第19条の6 削除

第19条の10第1号ア中「1,540万円」を「1,435万円」に
改め、同号イ中「1,500万円」を「1,395万円」に改め、同号ウ
中「1,460万円」を「1,350万円」に改め、同号エ中「875万
円」を「865万円」に改め、同号カ中「615万円」を「620万円」
に改め、同号キ中「485万円」を「500万円」に改め、同号ケ中「2
50万円」を「255万円」に改め、同号コ中「195万円」を「200
万円」に改め、同号サ中「145万円」を「150万円」に改め、同号シ
中「105万円」を「110万円」に改め、同号ス中「75万円」を「8

0万円」に改め、同号セ中「45万円」を「50万円」に改め、同条第2号ア中「915万円」を「845万円」に改め、同号イ中「885万円」を「820万円」に改め、同号ウ中「855万円」を「790万円」に改め、同号エ中「520万円」を「500万円」に改め、同号オ中「445万円」を「430万円」に改め、同号カ中「375万円」を「360万円」に改め、同号キ中「300万円」を「290万円」に改め、同号ケ中「155万円」を「150万円」に改め、同号コ中「125万円」を「120万円」に改め、同号サ中「95万円」を「90万円」に改め、同号シ中「75万円」を「70万円」に改め、同号ス中「55万円」を「50万円」に改め、同号セ中「40万円」を「35万円」に改める。

第19条の11第1号ア中「1,860万円」を「1,735万円」に改め、同号イ中「1,055万円」を「1,045万円」に改め、同条第2号ア中「1,860万円」を「1,735万円」に改め、同号イ中「1,055万円」を「1,045万円」に改め、同条第3号ア中「1,302万円」を「1,215万円」に改め、同号イ中「740万円」を「730万円」に改め、同条第4号ア中「744万円」を「695万円」に改める。

附 則

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第19条の4の改正規定、第19条の6の改正規定、第19条の10第1号の改正規定及び第19条の11各号の改正規定は公布の日から、第7条の2第1号の改正規定は同年6月1日から施行する。

2 改正後の第19条の10第2号の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由の生じた障害補償の受給権者について適用し、同日前に

支給すべき事由の生じた障害補償の受給権者については、なお従前の例による。